潤水都市 さがみはら

令和８年１１月１２日
相模原市発表資料

「第６６回指定都市市長会議」の開催結果について

指定都市市長会（会長：久元 喜造 神戸市長）は、１１月１２日（木）、

「第６６回指定都市市長会議」を開催し、次の要請等を採択しました。

≪採択した要請等≫

（１）特別交付税における大都市需要を勘案した適切な算定に関する指定都市市長会要請
（２）大規模災害時における避難生活支援体制の強化に関する指定都市市長会要請
（３）被災実態に即した迅速な支援に向けた罹災証明制度及び被災者支援制度の見直しに関する指定都市市長会要請
（４）自動運転バスの早期かつ持続的な社会実装の推進に関する指定都市市長会要請
（５）障害福祉サービス及び障害児通所支援の不正の防止等に関する指定都市市長会要請
（６）リチウムイオン電池等に起因するごみ処理施設火災からの復旧等に係る支援に関する指定都市市長会要請
（７）横浜グリーンエクスポ（GREEN×EXPO 2027）の成功に向けた指定都市市長会決議

※　詳細は、別添資料をご覧ください。
※　要請文等の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先
担当：広域行政課
０４２－７６９－８２４８

特別交付税における大都市需要を勘案した
適切な算定に関する指定都市市長会要請

激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現等、多様な課題を抱える地方自治体の財政需要は極めて大きいものとなっている。加えて、指定都市においては、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要も抱えている。

一方、指定都市は、特別交付税の算定においては、卸売市場の運営に要する経費など一部の項目について国から明確な理由や根拠が示されないまま、他の市町村と異なる取扱いが行われており、指定都市の財政需要が十分に反映されていない。

ついては、指定都市が今後も圏域における中枢都市として日本を牽引するエンジンの役割を果たしていくためには、安定的な財政基盤を確保することが不可欠であることから、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

特別交付税の算定項目のうち、指定都市に対して財政力補正や他の市町村と異なる算入率を適用している項目については、指定都市において実際に生じている財政需要の規模や特殊性を適切に勘案するなど、算定方法を見直すこと。見直しにあたっては、あらかじめ指定都市に対して十分な意見聴取を行うこと。

令和　年　月　日

指定都市市長会

大規模災害時における避難生活支援体制の強化に関する
指定都市市長会要請

近年、自然災害の激甚化・頻発化により、大規模かつ長期にわたる避難生活への対応が全国的な課題となっている。

被災者の健康と尊厳を守り、災害関連死を防止するためには、避難所の開設・運営のみならず、在宅避難者や車中泊避難者への支援、要配慮者への保健・医療・福祉支援、女性やこども、ペット等の多様な視点を踏まえた避難生活環境の確保など、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められている。

被災した地方自治体は、市民生活に不可欠な行政サービスを維持しながら避難生活支援に取り組まなければならない。特に指定都市においては、人口や都市機能の集積により、多数の避難所の運営や広域的な支援調整を担う必要があり、その役割は極めて大きい。

そのような中、令和８年11月に設置された防災庁は、徹底的な「事前防災」の推進・加速の司令塔、発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔として、被災者に寄り添った支援体制構築などの推進が期待されている。

今後想定される大規模災害に備え、避難生活支援を担う人材の育成・確保、官民連携の推進、物資供給体制の強化等を図り、被災者支援の実効性を高めるため、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

１　避難生活支援を担う人材の育成及び派遣体制の構築

避難所運営、在宅避難者及び車中泊避難者への支援、要配慮者への対応等を担う地方自治体の職員や支援関係者の育成を推進するため、実践的な研修・訓練の充実及び継続的な人材育成に対する財政措置を講ずること。

また、大規模災害時において、被災自治体の多様なニーズに応じた人的支援を実施するため、ペット避難に精通する獣医師などの専門人材や避難所環境の改善に精通した有識者などの迅速かつ継続的な派遣が可能となるよう、専用人材バンクを構築するなど国による支援機能を強化するとともに、派遣及び受入れに要する経費に対する十分な財政措置を講ずること。

２　官民連携による避難生活支援体制の構築支援

地域住民、自主防災組織、保健・医療・福祉関係者、ＮＰＯ、ボランティア団体、民間事業者等が地方自治体と連携した避難生活支援体制を構築できるよう、平時からの協定締結、情報共有、合同訓練その他の取組に対する技術的支援及び財政措置を講ずること。

また、大規模災害時における在宅・車中泊避難者の状況把握、相談支援、見守り活動、物資提供等の取組に必要な技術的支援及び財政措置を講ずること。

３　避難生活に必要な物資及び資機材の確保・供給体制の強化

避難生活の質の向上及び災害関連死の防止を図るため、人口規模、想定避難者数、避難所数等の実情を踏まえ、生活環境の改善に資する物資・資機材の整備及び更新並びに備蓄倉庫等の施設整備に対する財政措置を充実させるとともに、保管、点検等の維持管理に必要な経費への支援を拡充すること。

また、被災地において必要な物資・資機材を各避難所や在宅・車中泊避難者の支援拠点等まで迅速かつ確実に供給できるよう、国、地方自治体及び物流事業者による広域物流体制を強化するとともに、物資管理に係る情報項目や物流仕様の標準化等に取り組むこと。

令和　年　月　日
指定都市市長会

被災実態に即した迅速な支援に向けた罹災証明制度及び被災者支援制度の見直しに関する指定都市市長会要請

令和８年熊本地震や令和８年８月千葉豪雨など、自然災害が激甚化・頻発化する中、被災者の生命及び生活を守るため、被災自治体には迅速かつ的確な支援が強く求められている。

このような中、各種被災者支援制度については、罹災証明書による被害認定結果が広く活用されているが、多くの人口を抱える指定都市においては、大規模災害時には広範囲にわたり膨大な数の住家被害認定調査が必要となることから、申請受付から調査、認定、発行までに多大な労力と相当の期間を要するのが実情である。

国においては、これらの業務の迅速化・効率化を図るため、「クラウド型被災者支援システム」を整備したものの、現状では罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査を含め、一連の業務のデジタル化は十分に進んでおらず、紙による調査やシステムへの入力等の業務負担は依然として大きい。加えて、システムを導入していない地方自治体があるほか、導入している地方自治体においてもシステムや業務フローが異なることから、大規模災害時における応援・受援の双方の地方自治体において、円滑な業務遂行の支障となっている。このため、住家被害認定の判定方法について徹底して簡素化することや、住家被害認定調査から罹災証明書の発行、その後の被災者支援までを一体的にデジタル化する全国共通の仕組みを構築する必要がある。

また、災害救助法の救助項目の一つである「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」については、罹災証明書による被害認定結果が支援対象の判断及び給付額（上限）の設定に用いられるが、当該支援は被災直後の生活を確保するため迅速な実施が求められる支援であり、罹災証明書の発行を支援開始の前提とする現行の運用は、被災者への迅速な支援を求める制度趣旨との間に乖離が生じている。

加えて、罹災証明書は住家の被害程度を示すものであり、家財等を含む被災世帯の生活上の被害や支援ニーズを十分に把握できない場合があるため、罹災証明書を前提とした被災者支援制度のみでは、支援に限界がある。

このような状況を踏まえ、緊急性の高い支援については、迅速に支援を開始できるよう罹災証明書のみに依存しない新たな被災者支援制度を構築する必要がある。

ついては、迅速かつ的確に必要な被災者支援を図るため、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

１　迅速な罹災証明書の発行を実現するため、被害認定の判定方法簡素化や罹災証明書自体のデジタル化、ＡＩやドローン等を活用した住家被害認定調査を検討するとともに、現在検討中の被災者支援に必要な情報項目の標準化や集約する仕組

みについて早期に検討を取りまとめること。また、包括的で安定的に運用可能な被災者支援の仕組みを確立し、応援・受援の双方の円滑な業務遂行のためにも、各地方自治体が導入しやすいよう、財政的支援を含めた必要な環境整備を図ること。

2　現行の災害救助法上の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与など、迅速な対応が求められる支援制度については、罹災証明書によらず、被災状況の写真の確認等により支援を開始できる制度とするとともに、被災者及び地方自治体に過度な負担が生じないよう、被災状況の確認方法及び支援対象の判断基準を明確にすること。

3　家財等への被害が甚大で日常生活に著しい支障が生じているにもかかわらず、住家被害を基準とする罹災証明書では被害実態が十分に反映されない被災世帯についても適切な支援を実施できるよう、罹災証明書を前提としない新たな被災者支援制度を検討すること。その際、公的支援の目的及び範囲、民間保険等による自助との役割分担、既存の被災者支援制度との関係並びに公平性及び財政負担を踏まえたものとすること。

令和　年　月　日
指定都市市長会

自動運転バスの早期かつ持続的な社会実装の推進に関する
指定都市市長会要請

全国的な人口減少及び高齢化の進行に伴い、路線バスの運転者の確保が困難となる中、ライフスタイルの変化による利用者数の減少も重なり、減便や路線廃止が相次いでいる。加えて、国による「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正により、労働環境の改善が図られた一方で、運転者一人当たりの稼働可能時間が制約されたことから、従来と同水準の輸送サービスの維持に必要な人員数が増加した。これにより、運転者不足は一層深刻度を増しており、全国の地域公共交通の維持は危機的状況に直面している。また、路線バスの減便や廃止が生じた場合、地方自治体は、こうした事業者の運行計画の決定に直接関与する制度上の権限を有していないにもかかわらず、その結果として生じる地域住民の移動手段の確保や代替交通への対応を担わざるを得ず、多大な負担が生じている。

このような中、国は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等に基づき、地域公共交通の確保・維持や運転者不足への対応を図るため、自動運転の社会実装を推進しており、令和９年度までに１００か所以上で地域限定型の無人自動運転移動サービスを実現することを目標としている。また、「第３次交通政策基本計画」においては、令和１２年度までに自動運転サービス車両１万台を導入する目標が掲げられている。さらに、自動運転技術は日本成長戦略における１７の戦略分野の一つとして位置付けられており、社会実装に向けた取組が推進されている。一方で、自動運転は、技術面・制度面の課題に加え、将来的な採算性や事業継続の見通しが立っていないことから、多くの地域において実証段階にとどまっているのが実情である。

自動運転バスの導入には、車両・自動運転システム等の技術開発をはじめ、道路・交通インフラの整備、通信環境の確保、安全対策、さらには効率的な運行管理手法の確立など、多岐にわたる関係分野の連携が不可欠である。しかし、これらを関係省庁横断的に統括し、技術・制度・運用を一体的に推進する体制は整備されているものの、関係分野間の連携が十分になされているとは言い難い。

また、現状では、車両仕様、自動運転システム、遠隔監視体制、運行管理手法等に関する基準やルールの整理が十分でないことから、各自治体が同様の課題に対して個別に検討や実証を実施せざるを得ない状況にあり、自動運転バス１台の導入に要する期間の長期化を招いている。これらのことから、関係省庁が一体となった推進体制を強化するとともに、全国共通で活用可能な基準・ルールの整備を一層推進する必要がある。

さらに、自動運転バスの社会実装においては、商業運行までに複数年を要し、車両導入、運行体制の構築、人材育成等を段階的に進める必要がある。しかしながら、車両１台の実証から複数車両による商業運行への移行までを複数年にわたり継続的に

支援する制度は無く、中長期的な事業計画を立てにくい状況にあるため、自動運転バスの商業運行に向けた持続的な支援の充実が求められる。

以上のことから、自動運転バスの早期かつ持続的な社会実装に向け、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

1　関係省庁による緊密な横断的推進体制の下、車両、自動運転システム、運行設計領域（ODD)、遠隔監視体制及び運行管理手法等について、先行的事業化地域等における実証・運行の成果及び知見も活用しながら、商業運行を見据えた標準的な自動運転サービスモデルを国が主導的に構築すること。また、当該モデルについては、全国共通で活用可能な標準モデルを基本としつつ、地方自治体や事業者が地域の実情に応じて調整できるものとし、地方自治体ごとの個別対応や重複する実証・検証を縮減し、短期間かつ低コストで自動運転サービスの社会実装が可能となる環境を整備すること。

2　自動運転推進に係る補助制度等については、先行的事業化地域等における社会実装と標準モデルの構築に向けて、サービス水準の向上や運行エリア拡大等に必要な支援を継続・拡充すること。また、新たに自動運転に取り組む地域においても幅広く活用できるよう、実装時期を限定した支援要件の見直しや、各地域の実証段階に応じて活用可能な、柔軟な制度設計へと見直しを行うこと。あわせて、単年度ごとの支援にとどまらず、将来的な採算性の確保や持続可能な事業運営を見据え、初期の実証段階から複数車両による商業運行の実現に至るまで、切れ目のない財政支援制度を新たに構築すること。

令和　年　月　日

指定都市市長会

障害福祉サービス及び障害児通所支援の不正の防止等に関する指定都市市長会要請

近年、発達に不安のある子どもたちへの支援ニーズの高まりを背景として、障害児通所支援事業所数が全国的に増加傾向にあるが、これに伴って、障害児通所給付費等の不正請求や、不適切な運営を行う事業者の増加も懸念されている。

こうした中、指定都市においては、事業者指導や監査等を強化し、是正に取り組んでいるが、現行制度においては、制度の実効性を確保する上で複数の課題や制約が存在しており、それだけでは十分に抑止することが困難な状況にあることから、制度の信頼性確保及び利用者保護の観点から、実効性のある抑止策となるよう、制度の見直しが求められる。

具体的な課題としては、まず、指導監査に係る情報公表の取扱いがある。是正勧告や命令等を行った場合の取扱いは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）及び児童福祉法で一定示されているものの、是正勧告における公表の判断基準が示されておらず、それ以外の事案に係る公表の考え方等についても明確ではないため、地方自治体ごとの判断に委ねられており、訴訟リスク等も鑑みると、公表まで踏み込むことが難しい状況にある。

また、事業所の「指定基準」における定員遵守の考え方と「報酬基準」における定員超過利用に関する減算措置の考え方について、必ずしも整合性が図られてはおらず、適正なサービス提供や不適切な運営の抑制、不正請求の防止といった観点で、課題がある。

さらに、事業所の「廃止」についても、現行制度においては、「届出制」とされているが、不利益処分に向けた準備や手続の途上において、「廃止届」が提出されてしまうことで、処分が困難となる実情があり、不利益処分や不正請求額の返還を免れることを防止する上での課題となっている。

加えて、事業所の「欠格事由」についても、総合支援法及び児童福祉法、並びに各施行規則において、指定取消処分を受けた者と密接に関係するもの等を指定できない旨が規定されているが、その要件の１つである「株式、議決権及び資本金以外での事業の実質的支配力」に関する判断基準等が明確でないため、指定取消処分を受けた法人の代表者等が、別法人を介して実質的に事業運営に関与することを十分に抑止できず、「欠格事由」の実効性を確保することが難しい状況である。

また、欠格事由の適用に当たり考慮される「役員等の不正行為等」について、直接的な指示や関与を裏付ける客観的な証拠が十分に確認できない場合、当該役員等の組織的関与を認定することが難しく、「欠格事由」に該当しないと判断せざるを得ない事例が生じている。

さらに、「サービス管理責任者」、「サービス提供責任者」及び「児童発達支援管理責任者」について、事業者指定に当たり、専門資格、研修履歴、実務経験等を確認するための書類提出を求めている中、近年、証拠書類の偽造や名義貸し等が散見されるが、当該職務に従事する者が自ら不正な行為を行った場合であっても、本人に対して必要な措置を講ずる仕組みが十分ではないため、不適切な事案の発生を抑止する上で、課題となっている。また、指定審査や指導監査の際、こうした者たちの資格取得状況や実務経験の事実確認を行うため、関係団体等への照会が必要となる場合もあるが、これも各地方自治体の事務負担となっている。

加えて、事業者に対する行政処分等に係る情報について、国や都道府県を通じて、各市町

村へ通知されるが、情報を一元的に管理し、速やかに共有できる仕組みではないため、地方自治体間における情報共有をはじめ、同一法人が運営する事業所に対する指導・監査・不利益処分の必要性の判断、連座制が適用される事業所の把握等に当たり、即時性が担保されていない。

また、不正請求に係る返還金について、法人の代表等の「個人」に対して請求を行うことはできず、法人の資金・資産不足や法人の解散等に加えて、事業所の廃止に伴う収入減少による法人の資力の低下などにより、回収が困難となる場合があるが、障害福祉サービスや障害児通所支援に係る給付費を支出した地方自治体は、回収できない部分についても、国庫負担金等の返還を求められることから、結果として、地方自治体が多額の財政負担を負わざるを得ない状況が生じている。

こうした制度上の課題や制約が解決されなければ、これを悪用して不正を行う事業者、行政処分や不正請求に係る返還金の返還を免れる事業者等が一層増え、不正行為に対する抑止力の低下を招き、ひいては、障害福祉サービスや障害児通所支援に係る制度に対する市民の信用失墜や市民負担の増大にもつながりかねない。

ついては、こうした課題や制約について、国と地方自治体が協議・連携しながら解消し、悪質な事業者の参入抑止や不正の未然防止、不利益処分から免れること等を防ぎ、安心してサービスを利用できる環境の確保及び公費の適正執行の実現に向け、下記のとおり要請する。

記

１　行政処分を行った場合だけでなく、不適切な運営等を行っている事業所や法人等に対する指導監査等を行った場合についても、地方自治体が、その結果に係る情報を適切かつ積極的に公表することができるよう、公表できる場合の条件や基準、公表すべき内容、標準例等を明確にするなど、制度の見直しを図ること。

２　「指定基準」や「報酬基準」における定員超過や減算規定の不整合を是正するため、下記の２点について対応すること。

（１）「指定基準」における定員超過が認められる「やむを得ない事情」について、判断基準や標準例をより明確にすること。

（２）「報酬基準」における定員超過利用に係る取扱いについては、定員超過を認める場合を「やむを得ない事情」がある場合に限定するなど、基準の厳格化を図ること。

３　不利益処分や不正請求額の返還を免れることを防止し、「欠格事由」の実効性を確保するため、下記の４点について対応すること。

（１）悪質な事案に対し、不利益処分前に提出された廃止届の効力停止措置や事業所廃止後も遡及して指定取消処分相当扱いとすること等を可能にすること。

（２）指定取消処分や悪質な不正請求により、「欠格事由」に該当することになった法人の代表者等が、不利益処分前に廃止届を提出した後、別名義の法人等において、実質的に事

業運営に関与することを防ぐため、総合支援法及び児童福祉法の各施行規則における「株式、議決権及び資本金以外での事業の実質的支配力」の判断基準等を明確に示すこと。

（３）指定取消処分を受けた法人の役員等について、「欠格事由」の規定を厳格に適用できるようにすること。

（４）「サービス管理責任者」、「サービス提供責任者」及び「児童発達支援管理責任者」について、自ら不正な行為を行い、又はこれに関与した場合には、その責任の程度に応じて、一定期間、当該職務への従事を制限する等の実効性のある措置を講ずることができるよう、必要な制度を整備すること。

４　地方自治体の調査権限の強化や負担軽減を図り、虚偽の申請等に対する監査や指定取消処分等を円滑かつ効果的に実施できるようにするため、「指定基準」や「報酬基準」上、必要となる専門資格、研修履歴、実務経験等の情報を管理・保有する団体等に対する、必要な情報照会等について、迅速かつ容易に照会できるような制度とすること。

５　事業者に対する指導監査・行政処分の実施、連座制の適用に係る判断の迅速化等を図るため、国や都道府県から通知される処分等に関する情報について、地方自治体間における円滑かつ速やかな情報共有が可能となるよう、一元的な管理・情報共有を行うことができる仕組みを構築すること。

６　不正請求額に係る返還金について、強制徴収等、あらゆる手段を講じても、回収できない部分については、国や都道府県に対する返還を免除すること。

７　国が定める頻度で、適切な運営指導や指導後の監査を着実に実施できるよう、必要な技術的支援や財政措置を講じること。

令和　年　月　日
指定都市市長会

リチウムイオン電池等に起因するごみ処理施設火災からの復旧等に係る支援に関する指定都市市長会要請

近年、様々な製品に普及しているリチウムイオン電池を原因とした発火事故が増加傾向にある中、ごみ処理施設における火災事故も頻発しており、極めて深刻な問題となっている。

地方自治体も、市民への分別啓発の徹底や安全な回収体制の確保など、火災防止に向けて、懸命な努力を重ねているが、リチウムイオン電池及び同内蔵製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）が急速に普及していることもあり、地方自治体の対策のみでは防ぎきれないのが実態である。特に、人口や都市機能の集積により、日々膨大なごみを処理している指定都市では、様々な対策を講じても、施設に搬入する前に完全にリチウムイオン電池等を取り除くことは極めて困難である。また、ひとたび火災により施設が被災し、稼働停止等になった場合、市民生活に甚大な影響を及ぼすことになる。

したがって、早急に施設を復旧するとともに、市域内でごみが処理できないときには、近隣施設等への代替処理を広域的かつ大量に実施する必要があるが、近年の急激な物価高騰の影響等で、復旧や代替処理に多額の費用を要する。

しかしながら、施設復旧に係る費用に対する起債への交付税措置及び復旧までのごみ処理費用等に対する特別交付税措置について、地方自治体に火災の責任があるか否かにより、措置の内容に差が設けられている。ついては、発火の原因となるリチウムイオン電池等がごみに混入することを防ぐための周知啓発、ごみ処理施設における検知器や散水設備の設置など、地方自治体が懸命な対策を行ってもなお、ごみ処理施設におけるリチウムイオン電池等を原因とした火災事故が頻発している現状に鑑み、持続可能な廃棄物処理体制を確保するため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

リチウムイオン電池等に起因する火災については、失火等の過失によるものではないため、火災により被災したごみ処理施設復旧及び行政機能の維持に伴う対応に関し、災害に準ずるものとして、以下の財政措置を行うこと。

１　施設の復旧については、災害復旧事業債を充当する場合、「放火等災害に準ずる」ものと位置付けて一般単独災害復旧事業の対象とし、元利償還金への交付税措置を講ずること。

２　施設の稼働停止に伴い、行政機能の維持のために発生するごみ処理費用等に対し、火災の発生原因を「災害」に位置付け、その区分に応じた特別交付税措置を講ずること。

令和　年　月　日
指定都市市長会

横浜グリーンエクスポ（GREEN×EXPO 2027）の成功に向けた
指定都市市長会決議

令和９年３月に開幕する横浜グリーンエクスポは、花や緑で彩られる圧倒的な風景を提供するとともに、気候変動や生物多様性の損失など、世界が直面する地球規模の課題に対し、環境と経済の好循環や脱炭素社会の実現に向けた取組を国内外に広く発信し、持続可能な社会の実現に貢献する国家的プロジェクトです。

指定都市は我が国の中枢都市として、これまで、都市緑化や公園整備、循環型社会の形成、脱炭素化、生物多様性の保全、防災・減災など、持続可能な都市づくりを先導してきました。横浜グリーンエクスポには、全指定都市が出展を予定しており、それぞれの自然、歴史、文化、地域資源に加え、先進的な環境施策を国内外に広く発信することは、未来のグリーン社会の実現に向けた機運を高め、各都市の取組を一層前進させる絶好の機会です。

この機会を最大限に生かすため、指定都市が一体となって広報・プロモーションや関連イベントとの連携を進めるとともに、未来を担う子どもたちが横浜グリーンエクスポに参加し、環境や持続可能な社会について学び、自ら考え、行動する機会を創出していくことが重要です。

さらに、横浜グリーンエクスポを契機として、市民・企業・行政等の多様な主体による共創や環境意識の向上を一層推進し、そこで生まれた成果を、各都市の持続可能な発展、ひいては我が国全体のグリーン社会の実現につながるレガシーとして、次代へと継承していくことが不可欠です。

指定都市市長会は、政府や経済界、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会等と緊密に連携しながら、一丸となって全国的な認知度の向上や来場促進、機運の醸成に取り組むとともに、その理念と成果を全国へ、そして未来へと広くつないでいくことで、横浜グリーンエクスポの成功に向けて力強く推進します。

令和　年　月　日
指定都市市長会